

23—11 P U D T

代理人死亡の場合の取扱い

1. 代理権は、代理人の死亡によって消滅する（民§111①二）ので、審判請求後に当該事件の代理人が死亡したのちにされる審決又は決定には、請求人又は被請求人の氏名及びその住所又は居所のみを記載し、死亡によって代理権の消滅した代理人の氏名及び住所又は居所は記載しない。

2. 代理人死亡の場合の手続

(1) 法定代理人が死亡したときは、法定代理人又は能力を有するに至った当事者（→22）がその手続を受継ぐまで中断（→26—01）する（民訴§124①三、特§24、実§2の5②、意§68②、商§77②で準用）。

(2) 任意代理人が死亡したときは、以後当事者に対して手続を行う。

ただし、特許管理人（→23—04）の場合は、在外者は特許管理人によらなければ手続を行うことができない（特§8①、実§2の5②、意§68②、商§77②）ので、直接当事者に送付するとともに特許管理人を選任するよう通知する（→23—10）。

(3) 復代理人が選任されている場合

復代理人の代理権は、代理人の死亡によって消滅しない。ただし、本人が復代理人を解任することは妨げない。

ア 民事訴訟法においては、訴訟の円滑、迅速な運行という訴訟代理の目的等に照して、訴訟代理人が死亡しても、当然には復代理人の代理権は消滅しないものと解されている。

イ そこで、特許の手続は、出願、審査、審判等一連の流れにおいて行われ、訴訟手続に類するものと考えられるため、復代理人の代理権は、代理人の死亡によっては、消滅しないものとする。

3. 復代理人が死亡した場合

復代理人が死亡したときは、以後代理人に対し手続を行う。

(改訂 H27.2)